

1 被害防止計画の作成数、特徴等

鳥獣被害防止対策実施隊による捕獲による個体数調整及び個人・集落単位による侵入防止柵の設置により、農作物被害軽減を図った。

2 事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。

広域柵の設置地域は年々実績を積み上げており、令和元年度1地区に対し、令和3年度には累計9地区まで増加した。一方で、個人で電気柵を設置する農家についても、県・町補助を活用しながら設置個数が増加している。緊急捕獲についても、イノシシの捕獲頭数は令和2年度に300頭を超え過去最高となったが、個体数の増加のペースも凄まじいため、農作物被害額も増加している。

3 被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。

鳥類については、果樹を中心に農作物被害が減少傾向にあるものの、イノシシ・サル等については目標被害額を下回る水準となっていることから、今後は実施隊と連携した有害捕獲事業や侵入防止柵の設置をさらに推進し、効果的な被害防除に努めていく。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
										被害金額(万円)				被害面積(ha)						
										基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値	達成率			
【再評価】 高畠町有害鳥獣対策協議会	高畠町 全域	令和3 年度	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ	①広域侵入防止柵の設置	R3::7地区(安久津、塩森、滝ノ下、鼠持、馬頭、佐沢、南佐沢)計34,000m(電気柵、複合柵、WM柵)(R2補正)	町協議会、各地区広域柵管理組合	事業実施年度	100%	サルについては、被害の大きいブドウ生産者の鳥獣被害に対する啓発が進み、電気柵の設置や数年前のサルの集中捕獲により、被害を一定程度に抑制はできている。しかしながら、電気柵についても設置後の管理が不十分な例も見受けられた。平成20年頃から出没が見られたイノシシは、近年捕獲数も増えてきてはいるものの、生息や行動範囲の急拡大により、水田や飼料畑への被害が拡大している。現在、柵の設置は、水田については、地域単位での広域設置が進み、個々のほ場単位で行われているものと合わせて、設置範囲が拡大している。ただし、牧草や飼料作物については、作付面積が大きことから、電気柵の設置が費用対効果の面で推進が困難となっており、被害規模が大きくなっている。鳥類については、鳥類の一斉捕獲活動などの取り組みを継続果樹に対する被害は減少している。	H29	R2	R3		H29	R2	R3				
										ニホンザル	290	261	565	-948.3	8.3	7.5	11.9	-450.0		
										ツキノワグマ	306.3	275.7	116	621.9	3.1	2.8	0.7	800.0		
										イノシシ	426.1	383.5	1608	-2774.4	13.6	12.2	18.4	-342.9		
										ハクビシン	96.8	87.1	99.3	-25.8	3.4	3.1	2.1	433.3		
										タヌキ	0	0	13.9	0.0	0	0	0.05	0.0		
										ハシロガラス ハシブガラス	276.5	248.9	342.8	-240.2	14.6	13.1	4.4	680.0		
										スズメ	211	189.9	216.9	-28.0	14.6	13.1	5.6	600.0		
										ヒヨドリ	92.7	83.4	34.2	629.0	2.9	2.6	1	633.3		
										ムクドリ	55	49.5	49	109.1	2.5	2.3	0.9	800.0		
										合計	1464.4	1318	2480.1	-693.8	54.7	49.2	33.15	391.8		

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価

--